

年度更新

事業所新規加入

保険料算定

労働保険・社会保険なら まかせて安心、かわちの社労士。

これはキツイわ～

社会保険未加入対策

(雇用・健保・厚生年金)

① 社会保険調査を4年一巡で

日本年金機構(年金事務所)は「全加入事業所の社会保険調査を4年で実施する」と発表しています。

② 建設業「経審」が大幅減点

国土交通省は昨秋に省令を改正。建設業許可更新時に社会保険未加入が見つかった場合、「経営事項審査」を大幅に減点としています。

③ 派遣業では登録取り消しも

労働者派遣事業では、社会保険未加入を理由に許可更新を取り消された企業も出ています。

へー、そやったんや。ほんで？

社労士に手続きを任せたら

- ① 社労士は労働・社会保険のプロ。ミスなく確実に行います。
- ② 社長さんが手続きに取られる時間はムダ。経営に専念できます。
- ③ 総務担当者が過重負担では？残業時間を減らせます。

社会保険 ミニ Q&A

Q1. パートや非常勤でも社会保険に加入しなければならないのですか。

A1. 雇用保険は週20時間以上勤務、健保・厚生年金は所定時間の4分の3以上勤務する人が対象になります。

Q2. 「今さら年金なんか…。手取りが減るだけ」と嫌がる従業員がいます。

A2. 平成27年10月(予定)から年金を10年掛ければ、将来受け取れるようになります。

社会保険は会社が保険料を半分負担してくれるので、従業員さんも安心できる制度です。



◆労働保険・社会保険の加入義務【法人／個人】

	種類	社長さん		従業員	
		法人	個人	法人	個人
労働保険	労災保険	△	△	◎	◎
	雇用保険	×	×	◎	◎
社会保険	健康保険	◎	×	◎	○
	厚生年金	◎	×	◎	○

△ 特別加入することができる

○ 常時使用労働者数5人未満は任意適用

かわちの社労士事務所

〒577-0027 東大阪市新家中町6-7

TEL 06(6784)4556

FAX 06(6785)7133

http://kawachino.org